



2025年5月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マーキュリー
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 陣 隆 浩
(コード番号：5025 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 河村隆博
(TEL：03-5339-0950)

支配株主との相互資金の貸付限度額（増額）変更に関するお知らせ

当社は、2024年11月15日に公表しました「支配株主との相互資金の貸付に関するお知らせ」のとおり、当社の親会社であり支配株主でもある株式会社GA technologies（以下「GA」という。）との間で相互の資金の貸付（以下「本取引」という。）を行っておりますが、本日開催の取締役会において、本取引の貸付限度額を変更することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 本取引の経緯及び変更の理由

当社は、余資の有効活用として、当社の資金を親会社である GA のグループ（以下「GA グループ」という。）にて運用するキャッシュマネジメントシステムにおいて活用しておりますが、本取引を通じた資金活用の有用性が認められたことから、貸付限度額を 4 億円から 5 億円へ増額するに至りました。

2. 本取引の内容

【当社を貸付人とするもの】

- (1) 貸付先 株式会社 GA technologies
- (2) 貸付金額 5 億円を限度額とする貸付契約
- (3) 貸付期間 2024 年 12 月 3 日から最長 5 年間
- (4) 貸付金利 年 2.5% 固定金利
- (5) 貸付残高 4 億円（2025 年 5 月 28 日現在）

貸付限度額につきましては、当社のキャッシュフローの予測をもとに、事業運営に必要な資金を勘案して決定しております。

【GA を貸付人とするもの】

- (1) 貸付先 当社
- (2) 貸付金額 1 億円を限度額とする貸付契約
- (3) 貸付期間 2024 年 12 月 3 日から最長 5 年間
- (4) 貸付金利 年 2.5% 固定金利
- (5) 貸付残高 —（2025 年 5 月 28 日現在）

3. 支配株主との取引等に関する事項

① 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、GA が当社の支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当しております。

当社が、2024 年 11 月 15 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

「支配株主との取引を行う場合は、一般の取引条件と同様の条件によるものとし、当社及び少数株主の利益を害することがないように適切に対応いたします。なお、当社は、支配株主からの独立性を有する独立役員で社外取締役の監査等委員 3 名で構成される監査等委員会において、支配株主を含めた全ての取締役との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討をおこなっております。」

また、当該取引にあたっては、法令、社内規定に基づき、取引条件が一般的な取引と同等であること等を確認の上、実施の可否を決定し、かつ、重要な取引については取締役会による承認を要することとしており、少数株主の利益を害することがないように努めております。当社は、本取引について、GAからの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記②及び③に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本取引に係る決定を行っております。

② 公正性を担保するための措置及び利益相反回避措置

当社は、本取引の公正性を担保するための措置として、貸付利率等の取引条件は、当社の経営環境下で財務基盤の安定化に必要な資金の有効活用を行うべく、金融機関等の第三者の取引と比べ合理的な条件であることを交渉、確認の上決定しております。

また、下記③に記載のとおり、当社及びGAから独立した社外取締役（独立役員）の監査等委員 3 名連名の本取引に関する意見を取得しております。また、本取引に関する取締役会決議は全会一致で可決されました。

③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当該決定に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役（独立役員）で監査等委員の取締役伊藤修一氏、齊藤悟志氏、及び呉田将史氏より、本件は金銭の貸付であることから、

①当社のおかれた環境を考慮し、資金の有効活用のため手元資金を貸し付けることに不合理な点はなく、GAとの本取引の貸付条件は一般的な同類の取引と比較しても大きな乖離がなく合理性があり、企業価値を棄損することはないと考えられること、②本取引がGAグループファイナンス契約約款に則って運用されており、透明性の確保かつ適法に運用されていることから、貸付限度額を増額することのリスクは軽微であると考えられること、③本取引に関する貸付期間、貸付金利の条件が両社同条件で公平性が担保されていること、④公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図っていることから、当社における本取引の決定が、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書（2025年5月28日付）を頂戴しております。

4. 業績に与える影響

本取引による当期（2026 年 2 月期）の業績への影響については、軽微であると見込んでおります。来期（2027 年 2 月期）以降の業績に与える影響につきましては、精査した上、適時適切に開示してまいります。

以上